

保護者の皆様へ

東京都立町田総合高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間として、出席停止となります。

これらの感染症（別紙参照）の可能性があつて欠席させる場合には、保護者より学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

出席停止の期間の経過および医師の指示等により、他の生徒へ感染させるおそれなくなった生徒を再登校させる際には、以下の「学校感染症による欠席届」を担任へご提出ください。

\*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

\*裏面もご覧ください。

切り離さず、このままご提出ください

### 学校感染症による欠席届

東京都立町田総合高等学校長 殿

\_\_\_\_\_年次 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番 氏名 \_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日まで登校を見合わせていましたが、出席停止の期間を経過しましたので、登校させますのでご連絡します。

病 名 : \_\_\_\_\_

診断内容 : \_\_\_\_\_

※医師の説明、経過日数など。裏面①【出席停止期間の算定】を参照してください。

受診した医療機関名 : \_\_\_\_\_

// 電話番号 : \_\_\_\_\_

提出日 令和 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者名 \_\_\_\_\_ 印

(提出 保護者 → 学級担任 → 保健室 → 教務部)

①【出席停止期間の算定】※空気感染又は飛沫感染するもので、期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。

例) 診断内容「解熱した後 2 日を経過するまで」の場合。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日
解熱した	発熱がない (解熱後 1 日目)	発熱がない (解熱後 2 日目)	朝から登校可能

※医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこのかぎりではない。

例) 診断内容「発症した後 5 日を経過するまで」の場合。

水曜日	木・金・土・日・月曜日	火曜日
午前(午後)に発症 (高熱が出た等)	5 日 (解熱した後 2 日を経過したとする)	朝から登校可能

※発症日を 0 日目と計算します。

※医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこのかぎりではない。

②【感染症類の主な疾病等】

2018 年 3 月日本学校保健会より

一類	法	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類	法	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、特定鳥インフルエンザ(法第五項第七号)、重症性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属性 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属性 MERS コロナウイルスであるものに限る)
三類	法	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、
四類	法	E 型肝炎、A 型肝炎、Q 熱、狂犬病、炭疽、ボツリヌス菌、マラリア、鳥インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ座(五類)等を除く)、野兔病
	政令	エキノコックス症、オウム病、デング熱、つつが虫病 など
五類	法	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く)、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	省令	アメーバ赤痢、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎 など